

新たな機能を備えた児童館について

区は、基本構想において描く「10年後に目指すまちの姿」の実現のため、基本計画及び区有施設整備計画の策定を進めている。

令和4年度から児童館を新たな機能を備えた児童館として、機能を拡充し展開する予定である。令和4年度以降の具体的な事業(案)について報告する。

1 これまでの経過について

区では、昭和41年(1966年)以来、すべての児童の健全育成を目的として、小学校区ごとに児童館を配置するとともに、児童館内に学童クラブを併設し、一体的な運営を行ってきた。

平成20年(2008年)から、国の方針と方向性をあわせ、小学生の放課後の遊び場機能としてキッズ・プラザを展開することとし、小学生の安全・安心な居場所を小学校内に設置することとした。キッズ・プラザでは、小学校の体育館や校庭も活用した活動が行われ、学年を超えた交流を実現している。

平成22年(2010年)3月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画」(第2次)において、児童館は、9か所のU18プラザとすべての小学校に設置するキッズ・プラザに再編することとし、U18プラザとして展開しない児童館は、キッズ・プラザ整備後に廃止する方針とした。

その後、平成28年(2016年)4月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画」(第3次)においては、U18プラザを廃止することとした。

現在、キッズ・プラザでは、運営委員会を設け、地域の大人や地域の育成団体等の参画・協力を得て運営を行っている。また、学童クラブもキッズ・プラザに併設することで、子ども同士の交流の機会を確保している。

キッズ・プラザにおける児童の登録は当該小学校の児童のほぼ全員となっているとともに、キッズ・プラザを利用している児童の満足度は約9割と高い状況にある。

2 地域子ども施設の目指す今後の展開について

時代や社会の変遷とともに、いじめや不登校、ひきこもり、貧困、虐待等といった子どもや子育て家庭のおかれている社会的課題への対応が喫緊の課題となり、また、乳幼児期の子育て支援、高学年の児童や中高生の学校、家庭以

外の居場所の確保も重要となってきた。

これらの社会的課題に対応するため、新たな機能を備えた児童館は、子どもの居場所・交流等の基本機能に加え、子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援といった機能を強化し、すこやか福祉センターや子ども家庭支援センター、児童相談所と連携した継続的な見守りを行うことで子どもの地域包括ケアに資する役割を担っていく。

新たな機能を備えた児童館は、これらの役割を担った地域の子育て・子育て支援拠点として、持続可能な区政運営の観点や、子どもの日常生活圏域等を踏まえ、中学校区に1館とし、今後施設整備や改修を行うなど施設としての機能充実を図るとともに、中学校区内において効果的に事業を展開する。

新たに強化する事業を展開するために、児童館の人的資源を確保したうえで、地域包括ケア体制の推進やセーフティネットの強化に取り組み、地域全体で子育て・子育てを推進するための取組をすすめていく。

3 新たな機能を強化する児童館の運営について

児童館は、令和4年度より子どもの居場所・交流等の基本機能に加え、子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化した運営を行う。

(1) 強化する事業

①居場所・遊びや活動の支援

- 放課後の居場所機能の拡充
- 自由に交流、おしゃべりができるロビー機能の整備
- インターネット環境を整備し、中高生対象学習スペースの設置
- 各館の地域資源を活かした「遊び」の支援

②乳幼児期の子育て支援

- 乳幼児親子事業の定例化、年齢に応じた活動時間を設定するとともに、第一子の0歳児を持つ親の交流事業の実施
- 乳幼児親子向け日曜開故事業の実施
- 育児相談会や、パパママ子育て講座、家族で楽しめるイベントの土曜日実施
- 遊具のリニューアル

③地域の見守り・相談対応

- 子どもの活動状況の把握や、地域の公園等における出張事業の実施
- 配慮を必要とする子のすこやか福祉センター・子ども家庭支援センター・児童相談所等の関係機関と連携した対応
- 身近な相談支援機能の強化
- 子どもや、子育ての悩み相談等の児童館職員への相談機会づくり

④団体支援・ネットワーク推進

- 地域スペースを設ける等地域交流ロビーの整備
- 学習支援活動、子ども食堂等の支援団体が活動するための場の整備
- 子どもと家庭に関わる地域の課題と課題解決に向けた取組や地域の連携に関して協議する地区懇談会の内容のさらなる充実

(2) 開館日の拡大

- 全館月曜日から日曜日まで7日間開館とする。
ただし、日曜日は、乳幼児親子開放事業及び放課後子ども教室などの地域活動事業で利用する。

(3) 運営体制

- 児童館には福祉職員を配置し、当面の間、区により運営していく。
- 児童館職員は、地域の様々な子育て支援団体や民生委員、町会や自治会など地域で活動する団体の活動を支援するとともに、課題のある子どもの見守りや各地域での子育ての課題の発見、地域の学童クラブ、キッズ・プラザ、子育てひろば等への運営支援や他の関係機関との有機的な連携をすすめる、子育て支援施策全体のさらなる質の確保・向上に資する役割を担っていく。
- 中学校区単位での地域の見守り活動をきめ細かに効果的に行うための人的資源を確保していく。

(4) 施設改修・環境整備

児童館施設は、計画的な保全工事はなされているものの、トイレ等の施設の老朽化が著しく、耐用年数（築60年）前でも建物全体の老朽化が否めない。また、学童クラブ移転後のスペースを活用した事業を展開するための必要な修繕を行っていく必要がある。

施設の適切な改修・保全を推進するとともに、費用を平準化するため修繕計画を策定するとともに、適切な時期での改築も検討していく。

4 愛称の検討について

新たな機能を備えた児童館は、児童福祉法に基づく施設で、0歳から18歳までを利用対象とし、「地域において児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設」である。

しかし、今後、中高生や地域の子育て支援活動のニーズに応えた事業を展開していくことと、現在の児童館の名称が「小学生のみ」を対象とした施設であると

の印象を与え、新たな機能を備えた児童館の目指す姿と齟齬を生じる。

新たな機能を備えた児童館の総称を「(仮称) サードプレイス」(学校でも家でもない、誰もが立ち寄れる、第3の居場所)とし、各館ごとの愛称を公募することにより新たな事業展開へ地域の理解協力を図っていく。

5 学童クラブ施設へ転用する児童館について

閉館する児童館のうち朝日が丘児童館、新井薬師児童館、大和西児童館の3館は学童クラブ施設へ転用し、学童クラブ事業及び子育てひろば事業を行う。

- (1) 施設の目的 学童クラブ事業及び子育てひろば事業を行う
- (2) 利用対象者 学童クラブ在籍児童・保護者、乳幼児親子・保護者
- (3) 運営主体 民間事業者により運営する。ただし、学童クラブの所長は、近隣の児童館に配置する係長級職員が担う。
- (4) 開設日 月曜日から土曜日
- (5) 開設時間 学童クラブ 放課後から19時(学校休業日は8時から)
子育てひろば 10時から16時
- (6) 地域連携 地域全体で子育てを支援するため、地域利用等地域と連携した運営に努める。

6 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 令和3年10月 | 中野区区有施設整備計画策定
令和小学校区における学童クラブ整備に係る条例改正案を提出(第3回定例会) |
| 11月 | 令和4年度学童クラブ利用者募集開始 |
| 12月 | 令和3年度末で閉館する児童館に係る条例改正案を提出(第4回定例会) |
| 令和4年3月 | 弥生児童館、朝日が丘児童館、新井薬師児童館及び大和西児童館閉館
上高田学童クラブ廃止 |
| 令和4年4月 | キッズ・プラザ令和及び令和学童クラブ開設
閉館する朝日が丘児童館、新井薬師児童館及び大和西児童館において学童クラブ・子育てひろば事業を実施 |